

7 都薬会発第 466 号
令和 8 年 3 月 7 日

地区及び職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 高 橋 正 夫
(公印省略)

**次期代議員・予備代議員の選出のための
代議員選挙管理委員会委員の選任について（依頼）**

平素から、本会会務の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会の総会の構成員である代議員は、法人法に準拠した本会定款及び規程により任期・選出方法等が定められ、任期は、選出から 2 年後の次期代議員選挙終了時まで（定款第 15 条）とし、代議員選挙は 2 年ごとに 7 月末日までに行うこと（定款第 13 条）と定められています。

この定めに基づき、現在の代議員の任期は、令和 9 年 7 月末日までに実施する次期代議員選挙終了の時までとなります。また、代議員選挙は、会員の代表者の選出が公正に行われることを目的とした代議員選挙規程に則って実施されることとされています。

つきましては、代議員選挙規程第 4 条の定めにより、ブロックごとに代議員選挙管理委員会の委員 1 名、及び補欠の委員 1 名の選任をお願い申し上げます。

代議員選挙管理委員会委員の選任にあたっては、以下に記載した留意事項をご考慮賜り、選任した会員を、**令和 8 年 5 月 2 9 日(金)まで**に別添の様式にて本会事務局あてご通知賜りますようお願い申し上げます。

【代議員選挙管理委員会委員の選任に際してご留意頂く事項】

1. 代議員選挙規程・別表 2（第 4 条第 2 項）に定めるブロックごとに委員 1 名と補欠の委員 1 名を選任して下さい。ブロック内の何れの薬剤師会からでも構いません。
選任した会員が所属する地区・職域薬剤師会の会長名で報告してください。
2. 当該委員会委員は正会員（薬剤師である会員）に限られます。（規程第 4 条の 3）
3. 当該委員会委員は、総会の決議を経て都薬会長が委嘱（規程第 4 条の 3）し、任期は次の通りです。（規程第 4 条の 6）
就任の承認決議があった総会（令和 8 年 6 月 20 日に開催する第 110 回通常総会を予定）終了の時から、令和 9 年 7 月末日までに実施する次期代議員選挙の終了の時まで。
4. 当該委員会委員と補欠の委員は、その任期中は、代議員・予備代議員を兼ねること及び代議員選挙の立候補者になることは出来ません。（規程第 4 条の 7）
従って、「現在の代議員・予備代議員」は選任できません。また、「次期代議員選挙で、代議員・予備代議員に立候補を予定している会員」は適任ではありません。

代議員選挙規程の抜粋

(目的)

第1条 公益社団法人東京都薬剤師会（以下「本会」という。）の定款第13条に定める代議員及び予備代議員の選出に必要な事項を定める。

2 代議員選挙の実施にあたっては、以下に掲げる条件を満たした上で、公正に実施しなければならない。

(1)すべての正会員に立候補の機会が与えられること

(2)すべての正会員に選挙する機会が与えられること

(3)すべての正会員に公開されること

(選挙区)

第2条 代議員選挙は、別表1の選挙区ごとに行う。

別表1 代議員選挙区

千代田区	日本橋	京橋	港区	新宿区	文京区	下谷
浅草	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷
玉川砦	渋谷区	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区
板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	西多摩	八王子市
南多摩	町田市	府中市	調布市	狛江市	小金井市	国分寺市
北多摩	武蔵野市	三鷹市	西武	病院	都立病院	大正製薬
佐藤製薬	直扱（製薬会社）		直扱（病院・診療所）		直扱（その他）	

別表2（第4条第2項）

ブロック	代 議 員 選 挙 区
第1ブロック	千代田区 港区 品川区 目黒区 渋谷区
第2ブロック	日本橋 京橋 下谷 浅草 墨田区 江東区 江戸川区
第3ブロック	新宿区 文京区 中野区 杉並区
第4ブロック	大田区 世田谷 玉川砦
第5ブロック	北区 荒川区 足立区 葛飾区
第6ブロック	豊島区 板橋区 練馬区
第7ブロック	西多摩 八王子市 南多摩 町田市
第8ブロック	府中市 調布市 狛江市 国分寺市 小金井市 北多摩 武蔵野市 三鷹市 西武
第9ブロック	病院 都立病院 大正製薬 佐藤製薬 直扱（製薬会社） 直扱（病院・診療所）
第10ブロック	直扱（その他）

第2章 代議員選挙管理委員会

(代議員選挙管理委員会の設置)

第4条 代議員選挙の事務を管理するため、本会に代議員選挙管理委員会を設置する。

- 2 代議員選挙管理委員会は、別表2のブロックごとに各1名を委員とし、10名をもって組織する。
- 3 代議員選挙管理委員会の委員は、定款5条第1号の正会員(以下、「正会員」という。)の中から選出し、総会の決議により会長が委嘱する。
- 4 代議員選挙管理委員会は、各委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。
- 5 代議員選挙管理委員会の委員が欠けたときに備え、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員は第3項に準じて委嘱する。
- 6 代議員選挙管理委員会の委員の任期は、選出された総会終了の時から次期代議員選挙終了の時までの期間とし、補欠の委員の任期も同様とする。
- 7 代議員選挙管理委員会の委員は代議員及び役員*を兼ねることはできない。また、委員在任中は代議員選挙の立候補者になることはできない。補欠の委員も同様とする。 (*「役員」とは東京都薬剤師会の正副会長・常務理事・理事・監事のことです)

(代議員選挙管理委員会の職務)

第5条 代議員選挙管理委員会は、次の職務を行なう。

- (1) 選挙人名簿の管理
- (2) 立候補の受付及び資格審査
- (3) 立候補者の告示
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 投票の有効又は無効の判定
- (6) 選挙結果の報告及び選挙記録の作成
- (7) その他代議員選挙に必要な事項

東京都薬剤師会
事務局総務課 担当 高梨、山本
TEL 03-3294-0271
FAX 03-3294-7359
Mail: soumu@toyaku.or.jp

東京都薬剤師会 令和 9 年度実施代議員選挙
代議員選挙管理委員会 委員 選任報告書

報告日 令和 8 年 月 日

ブロック 第 _____ ブロック	報告者 氏名 薬剤師会 _____
④	
1. 委員として選任した会員	
(ふりがな)	
氏 名	
住 所 或いは 勤務先 等(連絡先)	
〒 -	
連絡先電話番号 - -	F A X 番号 - -
2. 補欠の委員として選任した会員 *規程第 4 条の 5 による「補欠の委員」	
(ふりがな)	
氏 名	
住 所 或いは 勤務先 等(連絡先)	
〒 -	
連絡先電話番号 - -	F A X 番号 - -

報告期限 令和 8 年 5 月 2 9 日(金)

東京都薬剤師会 〒101-0054 千代田区神田錦町 1 - 2 1
TEL 03-3294-0271 FAX 03-3294-7359